



## 第4章 施策体系別計画



## 第4章 施策体系別計画

基本目標

### I 地域における介護体制の充実

重点施策

#### 1. 介護サービスの基盤整備

##### 【1】 介護保険サービスの充実

###### 1 居宅サービス（居宅・特定施設）の充実

高齢者が可能な限りなじみの深い在宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービスの充実を図ります。

###### 2 特定施設入居者生活介護（居宅系）の整備

第6期新規

###### ■特定施設入居者生活介護の状況

特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム等が要支援者・要介護者に特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行うサービスです。現在市内には、第3期（H19）に整備された、介護付有料老人ホーム「ラ・デュース恵み野」が100床整備されておりますが、今後、高齢期の多様な住まいの一つとして選択肢を広げるため、増床を計画するものです。増床数については、北海道の計画の範囲内となりますので、今後、北海道と協議を進め決定します。

##### ◆居宅サービスの種類（介護予防含）

###### ○ 居宅サービス（居宅）

- ・訪問介護
- ・訪問リハビリテーション
- ・通所リハビリテーション
- ・福祉用具貸与
- ・居宅介護支援・介護予防介護
- ・訪問入浴介護
- ・居宅療養管理指導
- ・短期入所生活介護
- ・福祉用具購入
- ・訪問看護
- ・通所介護
- ・短期入所療養介護
- ・住宅改修

###### ○ 特定施設（居住系）

- ・特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）

###### ○ その他サービス

- ・特定入所者介護サービス
- ・高額介護サービス
- ・高額医療合算介護サービス

##### 3 施設サービス充実

高齢者人口の増加に伴い、施設サービスの必要な方は増加しています。

施設入所の必要性が高い方の把握を行い、必要な方が適正に入所するよう定期的に介護保険施設と調整を図ります。

◆市内の介護保険施設

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
  - ・特別養護老人ホーム恵望園 71床
  - ・特別養護老人ホーム恵庭ふくろうの園 50床
- 介護老人保健施設
  - ・老人保健施設 恵み野ケアサポート 100床
  - ・老人保健施設 アートライフ恵庭 100床
- 介護療養型医療施設
  - ・介護療養型医療施設 島松病院 60床

※特別養護老人ホームへの入所は、2015(平成27)年4月1日より、要介護3以上の方のみとなります。

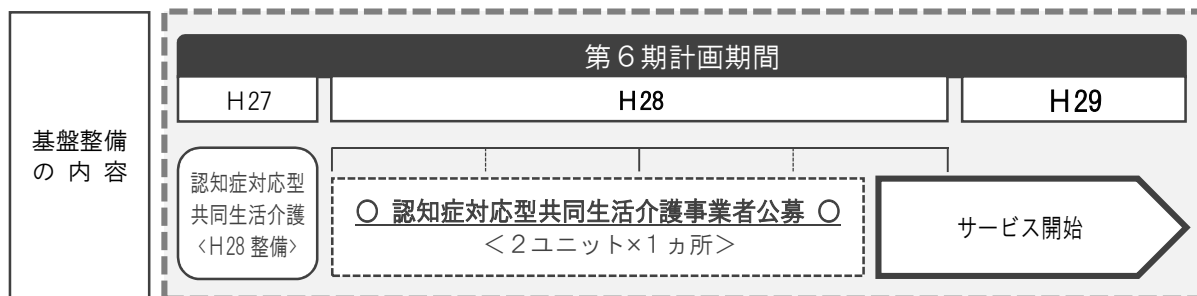
【2】 地域密着型サービスの基盤整備

1 認知症対応型共同生活介護(居住系)の整備

第6期新規

地域密着型サービスは、当該市町村の住民のみが利用できるサービスであり、市町村が指定・指導監督の権限を持ち、高齢者が中重度の要介護状態になっても、居宅で生活をおくれるようにするためのサービスです。

本市では、市内に3つの日常生活圏域を設定しており、バランスのとれた地域密着型サービスの基盤整備を計画的に進めることを基本として、2016(平成28)年度に「認知症対応型共同生活介護(認知症グループホーム)」事業者を公募し、地域密着型サービス基盤の整備・充実を図ります。



◆市内の地域密着型サービス施設

- 地域密着型介護老人福祉施設(3施設)
    - ・地域密着型特別養護老人ホーム島松ふくろうの園 29床
    - ・地域密着型特別養護老人ホームふる里えにわ 29床
    - ・地域密着型特別養護老人ホーム恵望園はなえにわ 29床
  - 小規模多機能型居宅介護(2施設)
    - ・小規模多機能施設のりこハウス 25人(登録定員)
    - ・小規模多機能型居宅介護島松ふくろうの園 25人(登録定員)
  - 認知症対応型共同生活介護<認知症グループホーム>(10施設)
    - ・グループホームすずらの家 9人
    - ・グループホームすまいる 18人
    - ・ぐるーぷほーむ花いちもんめ 9人
    - ・ニチイケアセンター恵庭 18人
    - ・グループホーム北のくから 18人
    - ・グループホームだんらん 18人
    - ・グループホーム恵風 9人
    - ・グループホームだんらんこがね 9人
    - ・グループホームこもればの家 18人
    - ・グループホームのりこハウス 9人
- ・2016(平成28)年度開設予定 2ユニット×1カ所 18人

※特別養護老人ホームへの入所は、2015(平成27)年4月1日より、要介護3以上の方のみとなります。

## 重点施策

## 2. 介護サービスの質の向上

**【1】 ケアマネジメント機能の強化****1 介護職員の人材育成と確保**

質の高い介護保険サービスの提供には、人材育成と確保が重要です。市も保険者として介護事業者に対する情報提供やサービス従事者の確保と養成を関係機関と連携し推進します。

**2 介護支援専門員に対する支援と連携**

介護保険制度の円滑な運営を図るためには、制度の要である介護支援専門員の資質向上に取り組むことが重要であることから、地域包括支援センターの機能を活用し、介護支援専門員の資質向上に努めます。

また、恵庭市介護支援専門員連絡協議会、介護保険事業所、認知症グループホームネットワークの会等と連携し、介護職員の資質向上のための取組み等を支援します。

**【2】 介護サービスの質の向上・推進****1 ケアプラン評価の推進**

要介護者はケアプランを作成し、計画的に介護保険サービスを利用します。利用者本位のケアプラン、給付の適正化の観点からケアプラン評価の取組みを地域包括支援センターと連携し推進します。

**2 介護保険施設の適正入所の推進**

介護保険施設に入所が必要とされる高齢者に対して適正に入所できるよう、定期的に介護保険施設と調整を図ります。

**3 地域密着型サービス等の実地指導の推進**

地域密着型サービス事業所等の適正な運営と利用者へのサービスの質の向上を図りため、定期的に実地指導を行います。

**【3】 介護給付の適正化の推進****1 要介護認定の適正化の推進**

要介護認定が適正に行われるよう、更新認定の訪問調査で委託している調査のチェック等、要介護認定の適正化に取り組めます。

**2 ケアプラン評価の推進（再掲）****3 住宅改修・福祉用具利用実態把握の推進**

住宅改修や福祉用具の利用が自立支援に結びついているか実態調査などの事後調査等を行い、適正な給付サービスが図られるよう推進します。

**4 国保連の給付適正化システムの活用**

国保連の給付適正化システムを活用し、利用状況等の情報を把握し、事業所に対する指導と連携を強化します。

**5 地域密着型サービス等の実地指導の推進（再掲）**

## 重点施策

## 3. 認知症支援策の充実

## 【1】 認知症に関する理解の普及、及び相談体制の充実

## 1 認知症に対する相談体制の充実

認知症高齢者と暮らす家族の負担は大きく、地域全体での支援が必要となっています。認知症に対する市民の理解を深め、認知症高齢者を抱える家族がひとりで悩まないよう、問題の早期発見と認知症に対する正しい理解と知識の普及が必要です。保健センターや地域包括支援センター、関係機関等が連携し相談体制の充実に努めます。

## 2 認知症サポーター養成事業の推進

認知症高齢者や若年性認知症の人を地域で見守り、支援する連携体制づくりを推進する認知症キャラバン・メイトと連携し、認知症高齢者や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成します。認知症に対する正しい理解の普及や認知症となっても安心して暮らせる地域の見守り機能を強化します。

## 3 認知症に関する広報活動の推進

認知症高齢者及び家族に対して保健福祉・介護サービスの情報提供や地域住民に認知症の理解を深める広報活動を行います。

## 4 認知症初期集中支援チームの配置を検討（再掲）

第6期新規

## 【2】 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取組みの推進

## 高齢者虐待防止ネットワーク会議

## 【役割】

高齢者虐待防止ネットワーク会議には、関係機関等の代表者レベルによる「全体会議」と実務担当者レベルによる「対応ケア会議」があります。

## ① 全体会議

高齢者虐待防止、早期発見、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護、支援体制の整備について関係機関の代表者が集まり検討していきます。

## ② 対応ケア会議

## （総括会議）

高齢者虐待防止等の活動について、活動内容に応じた関係機関が集まり検討していきます。

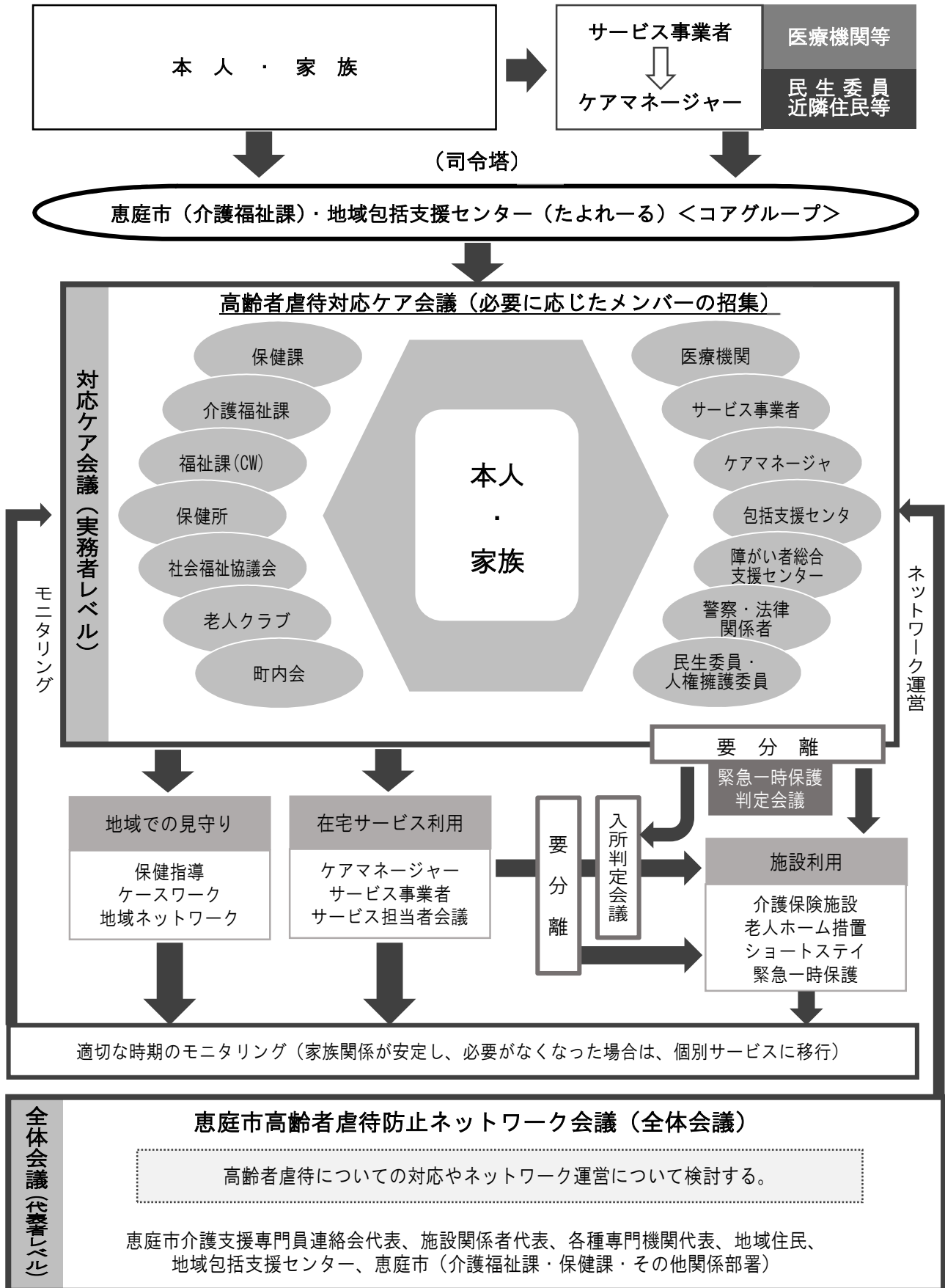
## （個別会議）

個別事例についての情報交換、支援方策等について必要な関係機関の実務担当者が集まり検討していきます。虐待事例の場合は、緊急な対応が求められることもあることから、必要に応じて随時開催します。

## ＜全体会議＞構成機関

- ・千歳警察署・恵庭交番 ・札幌弁護士会 ・恵庭市医師会・石狩振興局保健環境部社会福祉課
- ・石狩振興局保健環境部千歳地域保健室（保健所） ・恵庭市消防本部 ・札幌人権擁護委員協議会
- ・恵庭市老人クラブ連合会 ・恵庭市町内会連合会 ・恵庭市社会福祉協議会 ・恵庭市民生委員児童委員連絡協議会 ・特別養護老人ホーム恵望園 ・特別養護老人ホーム恵庭ふくろうの園 ・介護老人保健施設恵み野ケアサポート ・介護老人保健施設アトライフ恵庭 ・恵庭消費者協会 ・恵庭市介護支援専門員連絡協議会 ・恵庭市グループホームネットワークの会 ・地域包括支援センター（たよれーる・ひがし、みなみ、きた） ・障がい者総合相談支援センター（eーふらっと）
- ・恵庭市（保健課・福祉課・障がい福祉課・介護福祉課）

● 恵庭市高齢者虐待防止ネットワークのイメージ



**【2】 高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心とした取組みの推進)****1 高齢者虐待に関する相談窓口の充実**

高齢者の虐待に関する相談窓口として、地域包括支援センターの機能を強化し、連携して速やかな問題発見と対応が図られるように務めます。

**2 高齢者虐待防止ネットワークの推進**

高齢者が地域の中で尊厳を持って生活できる地域社会づくりを目指し、高齢者虐待への対応、支援、防止を図るため、本市では「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を平成20年10月に設立しました。

地域における高齢者虐待防止、対応への仕組みとして関係機関と連携し推進します。

**3 身体拘束ゼロ運動の推進**

施設サービス等は、入所者の意思及び人格を尊重しながらその自立を支援していくサービスです。身体拘束の廃止は、高齢者にとってより良いケアのあり方を追及していくうえでの出発点であることから、「身体拘束ゼロ運動」を北海道や関係機関と連携し推進します。

**【3】 成年後見制度の普及・促進****1 成年後見制度の普及・啓発**

認知症等により判断機能が不十分になっても地域で暮らせるよう、市民及び関係機関に対し制度の理解を促し支援体制を整備するため、平成21年3月に「成年後見ネットワーク」を発足しました。

今後、成年後見制度普及のため作成した「成年後見ネットワークガイドブック」を研修会等、様々な機会をとらえ活用していきます。

**2 成年後見制度利用支援事業の推進**

認知症等による判断能力の低下により、成年後見制度の利用の必要な人が利用することができるよう、地域支援事業の任意事業として実施します。

認知症高齢者の財産管理などについて、後見人付与の申し立てを行う親族に対し、必要に応じ成年後見制度の利用を勧奨します。

**3 成年後見センター（仮称）の設置****第6期新規**

成年後見センター（仮称）を設置し、家庭裁判所や弁護士等の専門職と連携を図り、成年後見制度、市民後見人の養成・活用等を行うことにより、高齢者や障がい者の権利擁護の推進を図ります。

**4 日常生活自立支援事業の推進**

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者等意思決定や意思表示の困難な在宅者に対し、福祉サービス利用の援助や代行、日常的な金銭管理などの地域生活サービスを提供するものです。

本事業が円滑に実施されるよう、恵庭市社会福祉協議会や民生児童委員、さらに各相談機関との連携を図るとともに、制度の周知を図ります。

## **【4】 認知症高齢者に対する地域ケアの推進**

### **1 徘徊認知症高齢者の事故防止対策の推進**

徘徊のみられる認知症高齢者を介護している家族に対して、認知症高齢者が徘徊した場合にその居場所を発見できる位置検索システム端末機を貸与します。

### **2 認知症グループホームネットワークの会との連携**

市内の認知症グループホームが連携する「恵庭市グループホームネットワークの会」と連携し、認知症高齢者に対する理解や地域で支える取組みを推進します。

### **3 小規模多機能型居宅介護ネットワークの会との連携**

市内の小規模多機能型居宅介護事業所が連携する「恵庭市小規模多機能型居宅介護ネットワークの会」と連携し、中重度の要介護者、認知症高齢者を居宅サービスとして地域で支える取組みを推進します。

### **4 障がい老人と共に歩む会との連携**

認知症高齢者を抱えている家族、認知症について関心のある人で構成する「恵庭市障がい老人と共に歩む会」が取組んでいる託老事業、電話事業、研修事業等に対して支援し、同じ悩みを持つ仲間どうしの交流の促進を図り、住民参加による家族を支える体制として支援します。

### **5 恵庭市SOSネットワークの推進**

高齢化が急速に進むなか認知症高齢者は確実に増加しており、全国的にも認知症高齢者の徘徊等による行方不明者（以下「未帰宅者」という。）も増加しております。

未帰宅者が発生した場合、警察や地域、行政が連携して早期発見・保護するための体制として「恵庭市SOSネットワーク」が平成21年7月に発足し、防災無線を使って市内全域に呼びかける内容を、SOSネットワーク関係機関に「FAX」を利用した情報提供を行い早期発見につなげる活動をしてきました。

平成23年8月からは、未帰宅者となる可能性のある方の名前や特徴などの情報をあらかじめ登録しておく仕組み「事前登録制」と、恵庭市のホームページを活用し、未帰宅者発生時に登録のアドレスに情報発信する「メール配信サービス」を追加しました。

地域全体で取組み、全ての住民が認知症についての理解を深め、認知症の人とその家族を支えるための地域づくりとして機能の充実を推進します。



## 重点施策

## 4. 低所得者対策の推進

**【1】 介護保険料の減免・軽減****1 介護保険料の減免・軽減****第6期新規**

第1号被保険者の保険料は、所得段階別に10段階に設定され、低所得者に一定の配慮がされています。第3段階以下は世帯全員が市民税非課税ですが、収入の面で保険料の負担能力への配慮が必要な人がいることから、被保険者間の公平性や収入状況を勘案し、減免を行います。

また、低所得者に対する軽減強化として、介護保険法の改正により公費を投入することで実現することとなっています。

具体的な軽減幅については、「第7章介護保険の費用の推計と保険料」(69頁)の中で解説しております。

**【2】 介護サービス利用者負担の軽減****1 特定入所者介護サービス費の支給**

施設サービス、短期入所サービスの食費と居住費(滞在費)は、利用者負担段階区分に応じた負担限度額が定められ、国が定める基準費用額と負担限度額の差額は補足給付として、特定入所者介護サービス費を支給します。

**2 高額介護サービス費の支給**

利用者が負担する介護サービス費用について、所得段階区分ごとに定められた利用者負担の限度額を超えた場合、申請により高額介護サービス費を支給します。

また、介護保険と医療保険において高額となった場合、それぞれの月額で限度額が設定されていますが、更にそれらを合算して年額で限度額を設け、限度額を超えた分は「高額医療合算介護サービス費」を支給します。

**3 高額介護サービス費貸付事業の推進**

要介護者等を対象に高額介護サービス費貸付事業を行います。

**4 社会福祉法人による利用者負担の軽減**

社会福祉法人はその社会的役割の一環として、生計が困難な低所得者の利用者負担を軽減することができます。社会福祉法人と連携し、軽減措置を行います。